

# 令和6年第2回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第15号	令和5年度上越市一般会計補正予算（第10号）	こども政策課ほか	1～7
議案第38号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	8～10
議案第73号	損害賠償の額の決定及び和解について（上越市北本町3丁目地内 車両物損事故）	こども政策課	11
議案第6号	令和6年度上越市一般会計予算	こども政策課ほか	12～47

## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事业、経常的事业、政策的事业に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事业…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事业…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事业…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	こども政策課

歳出科目 (P66～P67)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,460,893	△37,665	2,423,228

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△25,783	扶助費	△37,665
県支出金	△5,941		
一般財源	△5,941		

【補正理由】

児童手当の支給対象児童数が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,699,424	△25,783	1,673,641
県支出金	児童手当交付金	375,605	△5,941	369,664
一般財源		385,864	△5,941	379,923
合計		2,460,893	△37,665	2,423,228

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,450,615	△37,665	2,412,950

<支給対象延べ児童数>

当初	実績見込み	比較増減
220,853	215,519	△5,334

提出課	幼児保育課
-----	-------

歳出科目 (P66～P67)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	1,935,440	△119,652	1,815,788

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△4,904	給料	△68,876
一般財源	△114,748	職員手当等	△14,679
		共済費	△32,097
		需用費	△4,000

【補正理由】

0、1歳児の入園児童数の減少等に伴い、保育士の配置数が減少し、会計年度任用職員の任用が当初の見込みを下回ることなどから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	9,358	△4,904	4,454
一般財源		1,686,792	△114,748	1,572,044
合計		1,696,150	△119,652	1,576,498

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
給料	現業会計年度任用職員給料	631,415	△68,876	562,539
職員手当等	現業会計年度任用職員期末手当	160,396	△14,679	145,717
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	208,243	△32,097	176,146
需用費	消耗品費	46,412	△4,000	42,412
合計		1,046,466	△119,652	926,814

歳出科目 (P66～P69)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	4,189,660	△229,609	3,960,051

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△101,571	委託料	△47,933
県支出金	△25,333	負担金補助及び交付金	
一般財源	△102,705		扶助費
			△152,144
		△29,532	

#### 【補正理由】

3歳未満児の入園児童数の減少等に伴い、児童保育委託料及び認定こども園施設型給付費が当初の見込みを下回るほか、私立保育園等改築工事補助金の交付決定額に合わせて、所要額を減額するもの

#### 【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	1,850,111	△81,883	1,768,228
	就学前教育・保育施設整備交付金	105,272	△19,688	85,584
県支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	792,710	△25,333	767,377
一般財源		1,257,959	△102,705	1,155,254
合計		4,006,052	△229,609	3,776,443

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	児童保育委託料	726,660	△47,933	678,727
負担金補助及び交付金	私立保育園等改築工事補助金	157,907	△29,532	128,375
扶助費	認定こども園施設型給付費	3,151,189	△152,144	2,999,045
合計		4,035,756	△229,609	3,806,147

歳出科目 (P 68～P 69)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	484,956	△40,752	444,204

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△6,957	委託料	△26,838
寄附金	3,000	負担金補助及び交付金	
一般財源	△36,795		△13,914

#### 【補正理由】

対象児童数の減少に伴い、障害児保育委託料及び未満児保育事業委託料が当初の見込みを下回るほか、保育環境改善等事業補助金の交付決定額に合わせて、所要額を減額するとともに、企業版ふるさと納税により寄附金が増額となったことから財源の組替えを行うもの

#### 【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	10,428	△6,957	3,471
寄附金	特別保育事業寄附金	0	3,000	3,000
一般財源		302,779	△36,795	265,984
合計		313,207	△40,752	272,455

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	障害児保育委託料	152,790	△21,041	131,749
	未満児保育事業委託料	222,558	△5,797	216,761
負担金補助及び交付金	保育環境改善等事業補助金	23,403	△13,914	9,489
合計		398,751	△40,752	357,999

歳出科目 (P68～P69)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ファミリーヘルプ保育園運営費	76,821	△7,087	69,734

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△7,087	委託料	△7,087

【補正理由】

就園率の増加のほか、休日開設の保育園や休日一時預かり施設が増加したことなどにより、利用児童数が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	50,031	△7,087	42,944
合計	50,031	△7,087	42,944

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	ファミリーヘルプ保育園運営業務委託料	72,948	△7,087	65,861
合計		72,948	△7,087	65,861

歳出科目 (P 68～P 69)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
病児・病後児保育室運営費	78,594	9,486	88,080

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	2,691	委託料	9,486
県支出金	2,691		
一般財源	4,104		

【補正理由】

各種感染症の流行等に伴い、利用児童数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	19,900	2,691	22,591
県支出金	子ども・子育て支援交付金	19,900	2,691	22,591
一般財源		30,922	4,104	35,026
合 計		70,722	9,486	80,208

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	病児保育事業運営委託料	48,551	9,486	58,037
合 計		48,551	9,486	58,037

提出課	こども政策課
-----	--------

歳出科目 (P68～P69)	4款1項2目	母子衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
妊産婦・子ども医療費助成事業	807,009	38,151	845,160

主な補正財源		主な経費	
一般財源	38,151	扶助費	38,151

【補正理由】

子ども医療費において、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、これまで公費負担であった医療費に自己負担が生じたほか、冬期におけるインフルエンザや咽頭結膜熱等の感染症の流行により、助成額が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	635,241	38,151	673,392

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	子ども医療費助成費	719,507	38,151	757,658

<助成件数>

区分	実績見込み		比較増減
	12月補正時	3月補正時	
子ども医療費助成件数	347,240	361,823	14,583

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 38 号
提 出 課	幼児保育課

## 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用する文言を整備するもの

### 2 主な改正内容

- (1) 特定教育・保育施設は、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨の規定を追加する。（第 23 条関係）
- (2) 条例中で引用する「認定子ども園又は幼稚園」を「特別利用教育を提供する特定教育・保育施設」に読み替えるように改める。（第 36 条関係）
- (3) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

- (1) 2(2)及び(3)の改正 公布の日
- (2) 2(1)の改正 令和 6 年 4 月 1 日

### 4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p><u>(揭示等)</u></p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特</p>	<p><u>(揭示)</u></p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない</u></p> <p>_____。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特</p>

改 正 案	改 正 前
<p>定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</p> <hr/> <p>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限</u></p>	<p>定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中</p> <hr/> <hr/> <hr/>

改 正 案	改 正 前
<p>る。以下この項において同じ。）」と、  「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、  「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。  （電磁的記録等）  第53条 略  2 略  (1) 略  (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>    をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法  3～6 略</p>	<p>「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、  「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員_____」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員_____」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。  （電磁的記録等）  第53条 略  2 略  (1) 略  (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法  3～6 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第73号
提 出 課	こども政策課

損害賠償の額の決定及び和解について  
(上越市北本町3丁目地内 車両物損事故)

- (1) 事故発生年月日 令和5年9月2日 午前9時47分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市北本町3丁目地内(県道上越安塚柏崎線と市道北本町春日山町線との交差点)
- (3) 事 故 の 状 況 当市の指定管理業務に従事する職員が、公務のため庁用自動車を運転し、交差点に進入したところ、交差点を右折していた対向車に衝突し、双方の車両の一部が損傷したものの
- (4) 和解の相手方 市内在住 男性
- (5) 過 失 割 合 市 70%  
相手方 30%
- (6) 損害賠償の額 市 615,838円  
相手方損害額 879,769円×70%  
・損害額内訳 車両修繕費 866,129円  
車両引上げ料 13,640円  
相手方 37,140円  
市損害額 123,800円×30%  
・損害額内訳 車両時価額 115,000円  
車両引上げ料 8,800円

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第6号
提出課	こども政策課

歳出科目 (P184～P185)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童扶養手当給付事業	551,115	541,015	10,100

主な財源		主な経費	
国庫支出金	182,755	報酬	1,530
一般財源	368,360	旅費	41
		職員手当等	433
		役務費	457
		共済費	349
		扶助費	548,267

### 【目的】

ひとり親家庭等の児童を監護する母、父又は同居する養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 支給月額

所得及び児童数に応じて決定

(単位：円)

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	45,500	56,250	62,700
一部支給	10,740～45,490	16,120～56,230	19,350～62,670

※児童4人以上の場合は、1人増えるごとに3,230円から6,440円までを加算

※限度額以上の所得がある場合は、支給停止

#### (2) 支給人数及び支給額等

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給人数	1,070	1,079
母子	1,021	1,030
父子	49	49
支給額 (千円)	532,991	548,267
1人当たり平均支給額 (円)	498,122	508,125

歳出科目（P184～P185）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育て支援事業	6,009	8,565	△2,556

主な財源		主な経費	
国庫支出金	499	報酬	1,914
一般財源	5,510	職員手当等	421
		共済費	346
		需用費	1,674
		役務費	282
		負担金補助及び交付金	766

妊娠期から育児期まで、切れ目のない支援により安心した生活を確保するとともに、子ども一人一人の成長や家庭環境に応じた支援の充実を図るため、新たに子育て家庭を包括的に支援する「こども家庭センター」を設置する。

また、子どもが健やかに成長できる環境を整備するため、各種施策を着実に推進するとともに、今後の市の子ども・子育て、若者支援施策の指針となる「上越市こども計画」を策定する。

#### ○子ども・子育て支援総合計画の推進 4,676

##### 【目的】

上越市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）に基づく各種施策を着実に推進する。

##### 【6年度目標】

上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策の着実な推進を図るとともに、こども基本法に基づき、今後の市の子ども・子育て、若者支援施策の指針となる「上越市こども計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定する。

##### 【実施内容】

- ・上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗の点検・評価や教育・保育施設の利用定員の設定等、子育て支援施策に関する必要な事項及び実施状況について調査審議を行う。
- ・当市の現状と課題、子育て世帯や子ども自身の意見等を踏まえて、上越市子ども・子育て支援総合計画等を包含する「上越市こども計画」を策定する。
- ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座を開催する。

#### ○子育て支援情報の提供 217

##### 【目的】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、妊娠期や子育て中の人に対し、ホームページやSNSを活用して子育て情報を発信する。

## 【6年度目標】

対象者に個々のニーズに応じた子育て支援が行き届くよう、適時かつ適切な情報発信を行う。

## 【実施内容】

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」に、子育てに関するイベントや各種支援制度を見やすく掲載し、子育て支援情報を発信する。

＜アクセス件数及びメールマガジン登録者数＞

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
アクセス件数	36,130	39,743
メールマガジン登録者数	546	549

※システムの更新により、アクセス件数の集計方法を変更

## ○子育てジョイカード事業 388

### 【目的】

特に経済的負担の大きい多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、負担の軽減を図る。

## 【6年度目標】

事業の継続的・安定的な実施のため、協賛企業の確保に向けて取組を進め、多子世帯の経済的負担の軽減を図る。

## 【実施内容】

- ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、「子育てジョイカード」を配付し、協賛企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。
- ・事業周知のため、協賛企業に対してステッカー等のPR物品を配付する。
- ・事業所等への訪問等により協賛への協力を依頼する。(令和6年1月末現在の協賛企業数199社、協賛店舗数324店)

## ○地域独自の予算事業 728

- ・地域であんしん 子どもの人権啓発事業(高田区)(401)

子どもたちが地域のつながりの中で安心して過ごせる環境づくりを推進するため、市民参加によるワークショップや講演会を開催するほか、朝市やイベント会場等における人権啓発活動を行う。

実施主体：CAP・じょうえつ

- [新]・親子の「いきるチカラ」向上事業(金谷区)(87)

生きる上で大切な要素について学ぶ場や親子の交流の場を設け、健やかな生活のために自己決定する力、生きる力の向上を図るため、金谷山や正善寺地域を拠点としてお話し会や調理実習、講演会、親子が外で遊ぶ会等を実施する。

実施主体：いきるチカラ上越

- ・三和ふれあい食堂事業(三和区)(240)

食を通じて住民の世代間交流を図るため、子どもから高齢者まで地域住民が気軽に集える「三和ふれあい食堂」を開催する。

実施主体：三和ふれあい食堂運営委員会

歳出科目 (P184~P187)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童手当給付事業	2,398,104	2,460,893	△62,789

主な財源		主な経費			
国庫支出金	1,661,958	報酬	3,059	役員費	2,688
県支出金	364,286	職員手当等	865	委託料	18,827
一般財源	371,860	共済費	715	扶助費	2,371,690

### 【目的】

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、子育て世帯の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。

### 【実施内容】

- (1) 支給対象及び支給月額 (単位：円)

支給対象		児童1人当たりの支給月額	
		所得制限限度額未満	所得上限限度額未満
3歳未満		15,000	5,000 (特例給付)
3歳から	第1・2子	10,000	
小学校修了前	第3子以降	15,000	
中学生		10,000	

※所得上限限度額以上の場合は支給対象外

- (2) 対象児童数及び支給額

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
対象児童数(延べ人数)	215,519	214,511
支給額	2,412,950	2,371,690

- (3) 児童手当システム改修委託料

令和6年10月分の児童手当から、所得制限の撤廃や支給対象を高校生まで拡大するなど制度の改正が予定されていることから、事前に必要なシステム改修を行う。

提出課	幼児保育課
-----	-------

歳出科目（P 186～P 189）	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
-------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所運営費	2,028,824	1,929,278	99,546

主な財源		主な経費	
国庫支出金	20,195	使用料及び手数料	63,580
県支出金	29,198	諸収入	107,326
分担金及び負担金	7,469	一般財源	1,801,056
		報酬	263,255
		給料	670,522
		職員手当等	277,283
		共済費	240,322
		需用費	358,353
		委託料	114,478

### 【目的】

公立保育所において保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、子どもの健やかな育ちを支援する。

### 【6年度目標】

- ・ 保育園の老朽化に伴う修繕などを適時適切に行い、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。
- ・ 年度途中の入園希望に対応するため、保育士の適切な配置と潜在的な保育士の掘り起こしに取り組む。
- ・ 国による就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業を実施し、全ての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。
- ・ ICTを活用した保育の業務システムを導入し、保護者との連絡や職員の書類作成の効率化など、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減を図る。
- ・ 性被害防止対策に係るパーティションを導入し、保育時における児童のプライバシーの保護及び性被害の防止に資する体制を整える。

### 【実施内容】

#### (1) 保育の実施

- ・ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」を基に策定した上越市立保育園の「保育の計画」に沿って、児童の年齢等に応じて適切に保育する。

[充] ・ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正による新たな4・5歳児の職員配置基準に基づき、適切に保育士を配置する。

年齢	従来 of 基準	新たな基準
4・5歳児	児童30人に対して保育士1人	児童25人に対して保育士1人

#### (2) 保育園の状況

園数	予定利用定員	児童数
34	2,709	1,953

※児童数は、通年における平均の見込数

(3) 職員数の状況（令和6年4月1日時点の見込数）

正規職員		会計年度任用職員					合計
保育士 (園長等含む)	調理員	保育	調理	看護師	事務	保育園士	
242	47	316	61	6	6	34	712

(4) 施設の修繕・工事

- ① 営繕修繕 29,299（箇所付分 10,181、緊急分 19,118）
- ② 備品修繕 3,627（箇所付分 838、緊急分 2,789）
- ③ 施設工事 4,561（北諏訪保育園屋根改修工事）

(5) 通園バス運行事業

- ① 実施保育園数 18園
- ② 車両台数等 車両数 24台、運行組織数 12団体
- ③ 運行業務委託料 52,803
  - ・通常運行分 50,886（利用見込人数 128人）
  - ・園外保育分 1,917

[新](6) 「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の実施

国が創設を目指す「こども誰でも通園制度（仮称）」は、全ての子どもの育ちを支えることを目的に、親の就労要件を問わず月10時間までを上限に時間単位で柔軟に子どもを保育園へ預けることができる制度で、令和8年度からの本格実施を見据えた試行的事業を、受け入れ可能な全ての公立保育園で実施する。

(7) 保育業務支援システムの導入

公立保育園12園に保育業務支援システムを導入するため、Wi-Fi環境の整備及びタブレット端末を配備し、システムの運用を開始する。

① システム概要

保育ICTクラウドサービスによる保育業務支援システムを導入し、保育現場の業務省略化及び効率化により「保育の質の確保・向上」を図るとともに、保護者の利便性を向上させる。

② システムの機能

児童の登降園及び職員の出退勤管理、保護者連絡、指導案・日誌作成ほか

③ 令和6年度導入園

- ・稲田保育園
- ・子安保育園
- ・富岡保育園
- ・夷浜保育園
- ・保倉保育園
- ・北諏訪保育園
- ・安塚保育園
- ・大島保育園
- ・牧保育園
- ・大瀧保育園
- ・明治保育園
- ・きよさと保育園
- 合計12園（令和5年度導入11園）

[新](8) 性被害防止対策に係るパーティションの導入

児童のプライバシーの保護を図るため、児童の着替え時に簡易パーティションや空き部屋を活用して取り組んでいる中、国が「こども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ」を示したことを受け、着替え用パーティションを設置する。

※ 前々頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和5年度 1月、3月補正 予算額(※)	当初予算額	合計	令和4年度 1月、3月補正 予算額(※)	当初予算額	合計	
0	2,028,824	2,028,824	26,220	1,929,278	1,955,498	73,326

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

(参考資料)

令和6年度保育園別の予定利用定員及び児童数

(単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数		園名	予定利用定員	児童数
1	南新町	80	35	19	安塚	30	21
2	東本町	94	57	20	うらがわら	110	58
3	稲田	60	58	21	大島	30	19
4	大和	103	87	22	牧	20	11
5	戸野目	100	71	23	柿崎第一	100	77
6	上雲寺	60	52	24	柿崎第二	80	53
7	和田	70	60	25	上下浜	30	14
8	高士	50	22	26	下黒川	50	15
9	子安	86	72	27	はまっこ	180	159
10	三郷	30	25	28	まつかぜ	110	103
11	諏訪	30	21	29	南川	160	124
12	富岡	76	66	30	大瀧	150	96
13	夷浜	30	17	31	明治	50	30
14	やちほ	110	74	32	中郷	60	44
15	有田	160	137	33	いたくら	160	114
16	たにはま	30	23	34	きよさと	80	54
17	保倉	60	36	合 計		2,709	1,953
18	北諏訪	80	48				

※児童数は、通年における平均の見込数

歳出科目（P188～P189）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私立保育所等運営費	4,382,229	4,179,495	202,734

主な財源		主な経費	
国庫支出金 2,039,460	一般財源 1,325,317	委託料 402,009	扶助費 3,752,054
県支出金 983,521		負担金補助及び交付金	
分担金及び負担金 33,931		228,166	

### 【目的】

私立保育園及び認定こども園に対し、各種補助等を行うことで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

### 【6年度目標】

- ・私立保育園及び認定こども園への各種委託・補助を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。
- ・性被害防止対策に係るパーティションを導入し、保育時における児童のプライバシーの保護及び性被害の防止に資する体制を整える。

### 【実施内容】

#### (1) 保育園等の状況

	園数		予定利用定員		児童数	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度
保育園	5	3	807	390	750	375
認定こども園	26	28	3,077 (1,019)	3,417 (927)	2,996 (962)	3,183 (897)
合計	31	31	3,884 (1,019)	3,807 (927)	3,746 (962)	3,558 (897)

※児童数は、通年における平均の見込数

※年度途中の児童増により、施設の面積基準の範囲内において利用定員を超える受入れが可能

※( )内は、教育を希望する子どもの予定利用定員及び児童数

#### (2) 委託料・扶助費の内訳

- ・運営委託料（園児の健診等に係る委託料） 15,812（全園）
- ・児童保育委託料 386,197（私立保育園3園）
- ・認定こども園施設型給付費 3,705,567（28園）
- ・就園支援給付金（市独自の給食費の軽減分の補填） 8,742（全園）
- ・私立保育園等給食費支援給付金（物価高騰対策） 22,402（全園）
- ・子育て支援施設等利用給付費 15,343（幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外施設）

(3) 補助金の内訳

- ・私立保育園等保育園士雇用補助金 72,895 (29園)
- [新]・性被害防止対策設備等支援事業費補助金 300 (4園)
- ・私立保育園等看護職員雇用補助金 8,327 (11園)
- ・私立保育園等改築工事補助金 128,144 (7園)
- ・私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金 1,000 (1園)
- ・再配置対象保育園バス業務支援補助金 17,500 (3園)

(参考資料)

令和6年度保育園等の予定利用定員及び児童数

(1) 保育園

	園名	予定利用定員	児童数
1	くろだ	70	70
2	つちはし	200	185
3	さんわ	120	120
	合 計	390	375

(2) 認定こども園

	園名	予定利用定員	児童数
1	マハヤナ	210(100)	210(100)
2	たちばな	111(35)	93(35)
3	聖上智オリーブ	122(32)	94(32)
4	たちばな春日	207(90)	192(90)
5	なかよし	105(15)	103(15)
6	大曲	117(15)	117(15)
7	高志	155(15)	146(15)
8	聖母マリア	115(13)	112(13)
9	ひがししろ	107(10)	107(10)
10	いずみアイ	118(90)	114(86)
11	明照	100(73)	85(71)
12	真行寺	180(120)	173(118)
13	もみじ	96(75)	67(54)
14	上越カトリック天使	117(90)	104(92)
15	マリア	110(9)	110(9)
16	ほたる	128(9)	117(9)
17	和同	58(4)	58(4)
18	門前にここにこ	223(12)	223(12)
19	高田大谷	134(9)	118(7)
20	こがね	100(12)	90(12)
21	城西	60(8)	46(7)
22	五智	90(10)	87(10)
23	下門前	100(6)	94(6)
24	よしかわ	55(15)	54(15)
25	名立たちばな	45(15)	42(15)
26	かすが	210(15)	203(15)

	園名	予定利用定員	児童数
27	なおえつにこにこ	220(15)	201(15)
28	森のこども園てくてく	24(15)	23(15)
	合 計	3,417(927)	3,183(897)

※上記(1)及び(2)の児童数は、通年における平均の見込数

※年度途中の児童増により、施設の面積基準の範囲内において利用定員を超える受入れが可能

※( )内は、教育を希望する子どもの予定利用定員及び児童数

令和6年4月に認定こども園に移行する施設

	令和5年度施設名称	令和6年度施設名称(予定)
1	かすが保育園	認定こども園かすが保育園
2	なおえつ保育園	なおえつにこにここども園

歳出科目（P188～P191）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別保育事業	483,141	484,956	△1,815

主な財源		主な経費	
国庫支出金	22,804	委託料	447,989
県支出金	140,603	負担金補助及び交付金	
一般財源	319,734		35,152

### 【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担の緩和を図り、安心して子育てができるよう、延長保育や一時預かり、未満児保育など保護者ニーズに対応した保育サービスを提供する。

### 【6年度目標】

延長保育や一時預かり、未満児保育など様々な保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者が安心して子育てができる環境を整える。

### 【実施内容】

事業名	事業内容	実施園	事業費
[充]障害児保育事業（県単障害児保育事業含む）	特別な配慮が必要と認められる児童を受け入れるため、必要な保育士を加配する。 ※委託料基準額の見直し	私立保育園全園 私立認定こども園 27 園	193,145
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアが必要な児童を受け入れるため、看護師の配置等をする。	私立保育園 1 園 私立認定こども園 2 園	16,270
保育環境改善等事業（障害児受入促進事業・熱中症対策事業・保育環境向上等事業・新型コロナウイルス感染症対策事業・感染症対策のための改修整備事業）	障害のある児童の保育や熱中症対策、老朽化した備品の更新及び感染症対策に必要な改修を行うほか、感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育を実施するために必要な対策を支援する。	私立保育園 1 園 私立認定こども園 10 園	11,046
保育所等業務効率化推進事業	保育士等の業務負担を軽減するため、保育の周辺業務や補助業務に係る ICT 等を活用した業務システムの導入や、外国人の子どもの保護者対応に係る通訳等のための機器の購入を支援する。	私立認定こども園 4 園	1,498
延長保育促進事業	保育認定を受けた児童について、「保育短時間（最長 8 時間）」又は「保育標準時間（最長 11 時間）」を超える時間を保育する。	私立保育園全園 私立認定こども園全園	40,860

事業名	事業内容	実施園	事業費
地域活動事業	高齢者との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	私立保育園 2 園 私立認定こども園 17 園	6,374
未満児保育事業	1 歳児に対する保育士の配置基準や 0 歳児に対する面積基準など、国基準以上で未満児を保育する。	私立保育園全園 私立認定こども園 27 園	191,340
一時預かり事業	就労、疾病、育児疲れ解消等により保育できない未就園児を一時的に保育する。	私立保育園 2 園 私立認定こども園 6 園	22,608
合 計			483,141

歳出科目（P190～P191）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所施設整備事業	17,406	125	17,281

主な財源		主な経費	
市債	14,000	報酬	395
一般財源	3,406	旅費	68
		需用費	14
		委託料	16,929

### 【目的】

保育園施設の老朽化や未満児の入園増、多様化する保育ニーズ等に対応するため、公立保育園の民間移管を含めた適正配置等の取組を推進する。

### 【6年度目標】

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）に基づき、保育園の統合・再編、民間移管及び移転整備に向けた取組を進める。

### 【実施内容】

[新](1)（仮称）柿崎区新保育園の整備 16,929

適正な集団生活の場の確保と良好な保育環境の提供の実現を図るため、柿崎区内の4保育園を統合し、移転整備する。令和6年度は、新保育園建設予定地の現況測量及び地質調査などを実施する。

(2) 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の開催 477

移管先事業者の選定に当たり、公平性と透明性を確保するため、有識者等（※）から組織される事業者選定委員会を設置し、公立保育園の移管受入れを希望する民間事業者を公募、審査の上、選定する。

#### ※ 委員構成

学識経験者、関係団体の代表者、地縁団体等の代表者及び市職員の10人以内

歳出科目（P190～P191）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーヘルプ保育園運営費	71,297	76,821	△5,524

主な財源		主な経費	
国庫支出金	7,221	一般財源	49,689
県支出金	7,202	需用費	3,675
使用料及び手数料	7,185	役務費	188
		委託料	67,087
		使用料及び賃借料	308
		備品購入費	39

### 【目的】

子育て中の保護者のリフレッシュや急病など緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24時間体制の保育サービスを提供する。

### 【6年度目標】

- ・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整える。
- ・性被害防止対策に係るパーティションを導入し、保育時における児童のプライバシーの保護及び性被害の防止に資する体制を整える。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

市内に住所を有する生後8週間から就学前までの乳幼児で、保護者が、疾病、災害、リフレッシュ等により緊急又は一時的に保育することができないと認められる児童

#### (2) 利用時間・使用料

区分	利用時間	使用料		
昼間保育	午前7時から 午後6時まで	3歳未満	5時間未満 700円	5時間以上 1,400円
		3歳以上	5時間未満 500円	5時間以上 1,000円
夜間保育	午後6時から 午後10時まで	800円		
24時間保育	宿泊を伴う保育	3,000円 ※午後4時から翌日午前8時までの利用は2,000円		

#### (3) 延べ利用者数

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
昼間保育のみ	6,001	6,770
夜間保育のみ	66	37
昼夜間保育	462	219
24時間保育	66	4
合計	6,595	7,030

[新](4) 性被害防止対策に係るパーティションの導入

児童のプライバシーの保護を図るため、児童の着替え時に簡易パーティションや空き部屋を活用して取り組んでいる中、国が「こども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ」を示したことを受け、着替え用パーティションを設置する。

歳出科目 (P190～P191)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
病児・病後児保育室運営費	79,774	78,594	1,180

主な財源		主な経費	
国庫支出金	19,803	一般財源	32,408
県支出金	19,715	報酬	1,822
諸収入	7,848	給料	15,755
		職員手当等	4,950
		共済費	4,285
		委託料	49,409
		使用料及び賃借料	1,895

### 【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう病気の児童を一時的に保育できる環境を整える。

### 【6年度目標】

- ・病児・病後児保育室を希望する全ての児童の受入れが可能な環境を整える。
- ・性被害防止対策に係るパーティション等を導入し、保育時における児童のプライバシーの保護及び性被害の防止に資する体制を整える。

### 【実施内容】

#### (1) 事業内容

事業名	内容
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の回復期に至っていない場合であって、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、集団活動が困難であり家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育する。</li> <li>・保育園等において体調不良となった児童を、保護者が希望する医療機関等に病児保育室の職員が送迎し、診察を受けた後に一時的に保育する。</li> </ul>
病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の回復期にあり、かつ、集団活動が困難な期間において、家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育する。</li> </ul>

#### (2) 利用時間・利用料等

事業名	実施園等	開設時間	利用料金	事業費※2
病児保育事業	民間1施設(委託) 妙高市1施設	平日午前8時から 午後6時まで	2,000円/日 ※1送迎利用は実費 (上限2,000円/回)	49,340
病後児保育事業	公立2施設 妙高市1施設	平日午前8時から 午後6時まで	1,300円/日	30,434

※1 病児保育事業における送迎対応は、上越市内の1施設のみで実施

※2 事業費は、下記(3)の予算を含む

[新]③ 性被害防止対策に係るパーティション等の導入

児童のプライバシーの保護を図るため、児童の着替え時に簡易パーティションや空き部屋を活用して取り組んでいる中、国が「こども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ」を示したことを受け、着替え用パーティション等の設置等を行う。

- ① 備品購入費 77 (病後児保育室)
- ② 性被害防止対策設備等支援事業費補助金 75 (病児保育室)

提出課	こども政策課
-----	--------

歳出科目（P190～P191）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育てひろば運営事業	114,610	111,754	2,856

主な財源		主な経費	
国庫支出金	38,194	報酬	27,728
県支出金	38,194	職員手当等	7,360
一般財源	38,222	共済費	6,318
		旅費	1,704
		需用費	894
		委託料	70,330

### 【目的】

子育て中の保護者や乳幼児に、地域で安心して過ごす場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、保護者の不安の軽減を図り、楽しく子育てができる環境づくりを推進する。

### 【実施内容】

- ・未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う。
- ・開設数 21か所（公立保育園8か所、私立保育園に委託13か所）

### <利用状況>

区分	令和5年度 (見込み)		令和6年度	
	箇所数	延べ利用者数	箇所数	延べ利用者数
公立	8	11,656	8	10,986
私立	13	25,531	13	23,769
合計	21	37,187	21	34,755

歳出科目 (P192～P193)	3款2項3目	母子福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子生活支援施設運営費	35,363	42,012	△6,649

主な財源		主な経費	
国庫支出金	15,757	旅費	94
県支出金	7,878	委託料	31,716
一般財源	11,728	負担金補助及び交付金	3,553

### 【目的】

生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を母子生活支援施設に委託し、早期に自立できるように支援する。

### 【実施内容】

- (1) 委託料及び措置世帯数等（市外施設への入所を含む）

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
委託料	19,508	31,582
月平均措置世帯数	4	8
月平均措置人数	13	19

- (2) 母子生活支援施設運営事業補助金

母子生活支援施設に入所する母子の自立に向け、安定した支援体制を維持するため、施設に対する運営費の助成を行う。

補助金額及び措置世帯数（他市町村の措置による入所を含む）

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
補助金額	2,813	3,553
月平均措置世帯数	10	12

歳出科目（P192～P193）	3款2項3目	母子福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ひとり親家庭等支援事業	100,282	99,217	1,065

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,561	報酬	3,250
県支出金	42,280	職員手当等	920
繰入金	1,338	委託料	2,299
	一般財源	負担金補助及び交付金	
	50,103		2,506
		扶助費	90,293

ひとり親家庭の保護者等に対し、医療費や資格取得、養育費の取り決めに係る費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、就労相談など自立に向けた支援を行うもの

○ひとり親家庭等医療費助成事業 88,498

【目的】

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保護者及び児童に係る医療費を助成する。

【実施内容】

ひとり親家庭等の児童及びその児童を監護する母もしくは父、又は父母以外の養育者の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する（所得制限あり）。

※本人実質負担額：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当の年齢まで無料  
<助成件数及び助成額>

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成件数	37,048	37,175
助成額	88,915	83,650

○ひとり親家庭自立支援事業 11,784

【目的】

ひとり親家庭等への相談を通じて、自立に向けた資格取得に対する給付金を支給するなど、対象者の個別事情に配慮しながら就労を支援する。

また、養育費の取り決めに要する費用を助成することにより、養育費の受取を促進し、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

【6年度目標】

- ・支援が必要なひとり親に対し、窓口での手続きの際などの機会を捉え、ひとり親家庭の自立に資する制度の周知を図るとともに、相談支援や自立支援プログラムの策定により安定した就労につなげる。
- ・養育費取り決め支援助成金を創設し、養育費の受取を促進する。

## 【実施内容】

### (1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の母又は父の精神的、経済的な安定を図るため、関係機関と連携しながら、自立に必要な情報提供や相談等を行うとともに、自立に向けたプログラムを作成し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

### (2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭等の母又は父の主體的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講料の6割を支給する。(上限200,000円/年。ただし、専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する場合は上限400,000円/年(最大修学年数4年)。受講終了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合は受講料の25%(上限200,000円)を追加支給)

### (3) 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修学するひとり親家庭等の母又は父に対し、48月を上限に、月額100,000円(市民税非課税世帯)、又は月額70,500円(同課税世帯)を支給する。ただし、最終年度は40,000円を上乗せし支給する。

### [新](4) 養育費取り決め支援助成金

ひとり親家庭の母又は父に対し、養育費の取り決めに必要な費用(弁護士等への相談費用、公正証書原案の作成を依頼した費用など)を助成する。(上限100,000円)

歳出科目 (P192～P193)	3 款 2 項 4 目	児童福祉施設費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童館運営費	3,999	5,141	△1,142

主な財源		主な経費	
一般財源	3,999	需用費	629
		役員費	79
		委託料	2,635
		使用料及び賃借料	277
		負担金補助及び交付金	379

### 【目的】

児童が仲間づくりや自発的な活動を通して、心身ともに健やかに成長する環境を整える。

### 【実施内容】

- (1) 施設名 諏訪児童館、名立児童館
- (2) 利用対象 低学年児童等
- (3) 管理体制 各児童館に児童指導員 2 人を配置  
(放課後児童クラブ併設の諏訪児童館は、クラブ支援員が兼務)
- (4) 開設時間 月曜日から金曜日：下校時から午後 5 時まで  
土曜日：午前 9 時から午後 5 時まで
- (5) 休館日 日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

### (6) 延べ利用者数

施設名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
諏訪児童館 (放課後児童クラブ併設)	198	178
名立児童館	1,383	1,313
合計	1,581	1,491

歳出科目（P194～P195）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーサポートセンター運営事業	8,743	8,579	164

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,600	旅費	6
県支出金	2,600	役務費	186
一般財源	3,543	委託料	7,866
		負担金補助及び交付金	685

### 【目的】

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が助け合う相互援助活動を支援する。

### 【6年度目標】

依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するとともに、養成講座などを通じて提供会員の資質向上を図る。

### 【実施内容】

- (1) 設置場所 オールンプラザこどもセンター内
- (2) 開設時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日 第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日）  
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 運営体制 業務委託

#### (5) 利用料金

区分	料金
平日7時～19時	900円/時間
上記以外	1,000円/時間

#### (6) 利用料金の補助金及び助成金

<提供会員に対する補助金>

区分	提供会員受取報酬額	依頼会員支払額	補助金額
平日7時～19時	900円/時間	700円/時間	200円/時間
上記以外	1,000円/時間	800円/時間	200円/時間

<依頼会員に対する助成金>

対象	助成金額
生活保護世帯	全額
市民税非課税世帯	500円/時間
児童扶養手当受給世帯	500円/時間

(7) 対象児童 0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童

(8) 主な活動内容

- ・特別支援学校への児童・生徒の送迎
- ・保育園等への児童の送迎
- ・保護者の病気及び急用時における預かり
- ・医療機関受診後の病児の預かり

(9) 登録会員数及び活動回数

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
登録会員数	938	975
依頼会員	583	606
提供会員	275	286
両方会員	80	83
延べ活動回数	2,355	2,406

(10) 援助活動以外の取組

- ・サブリーダー会議：年5回開催
- ・提供会員養成講座：年4回開催
- ・フォローアップ講習会：年1回開催
- ・情報交換会、会員交流会、事業PR講座：各年1回開催
- ・センターだよりの発行：年2回
- ・会員募集活動：各地区民生委員児童委員協議会や各種団体を対象とする説明会を開催

歳出科目（P194～P195）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもセンター運営事業	58,340	56,347	1,993

主な財源		主な経費	
国庫支出金	20,453	諸収入	843
県支出金	16,484	一般財源	8,002
繰入金	12,558		
		報酬	84
		旅費	3
		需用費	648
		役員費	502
		委託料	56,272
		使用料及び賃借料	831

### 【目的】

子どもと保護者が気軽に集い、交流等を促進することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、出産や育児への不安感等の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

### 【6年度目標】

- ・子育て支援制度を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、子育てに関する情報の発信を強化する。
- ・多胎児育児支援の冊子を配付し、多胎児育児の不安の軽減を図る。
- ・妊娠8か月時の相談支援窓口をこれまでの体制に加え、オーレンプラザこどもセンターに開設し、出産、子育てに関する相談をしやすい環境を整える。

### 【実施内容】

#### <施設の概要>

区分	オーレンプラザこどもセンター	市民プラザこどもセンター
利用対象	小学3年生までの児童とその保護者	小学校就学前児童とその保護者
開設時間	午前8時30分から午後5時まで	
休館日	第2・4火曜日(祝日の場合はその翌日) 12月29日から翌年1月3日まで	第3水曜日(祝日の場合はその翌日) 12月29日から翌年1月3日まで
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・利用者支援事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・オーレンプラザこどもセンターで実施する各種事業の利用に関する問合せへの対応</li> </ul>
運営体制	業務委託	

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

##### ① 事業内容

- ・子育て親子の遊びの場、保護者同士の交流の場の提供と交流の促進：通年実施
- ・ベビー健康プラザ：年12回
- ・ぷちベビー健康プラザ：市民プラザこどもセンター … 年16回  
大瀨区、板倉区、三和区会場 … 各会場 年6回
- ・すくすくプラザ：年3回
- ・子育てセミナー：年11回
- ・おしゃべり会：年29回

- ・子育て相談：通年実施（保健師等による専門的な相談窓口：年 30 回）
- ・子育て講座（団体向け）：年 2 回
- ・子育て講座（個人向け）：年 8 回
- ・保育ボランティア養成講座：年 1 回
- ・子育て情報の収集・発信（子育て応援ステーションの更新、センターだよりの発行）

② 延べ利用者数

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
オーレンプラザこどもセンタ	64,031	70,434
市民プラザこどもセンター	39,529	43,481
合 計	103,560	113,915

(2) 利用者支援事業

① 開設時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

② 事業内容

- ・利用者のニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援の実施
- ・オンライン子育て相談の実施
- ・子育て支援に関する情報提供、関係機関との調整
- ・子育てに関するハンドブックの発行：年 1 回
- ・利用者支援セミナー（入園に関する手続きの情報提供等）：年 5 回開催
- ・出張 i n f o 13 区の子育てひろば：8 か所で開催

[新] ・子育て支援 P R リーフレットの作成

子育てに関する主な支援制度を分かりやすくまとめた P R リーフレットを作成し、市内外に広く情報発信を行う。

[新] ・多胎児育児支援のための冊子の配付

多胎児の妊娠、出産、育児に関する冊子を配付し、多胎児育児の不安の軽減を図る。

[充] ・伴走型相談支援窓口の拡充

妊娠 8 か月時の相談支援窓口をこれまでの体制に加え、オーレンプラザこどもセンターに開設し、出産、子育てに関する相談がしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 一時預かり事業

① 開設時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

② 事業内容 保護者の就業や疾病等に対応した一時的な保育の実施

③ 利用対象 市内に住所を有するおおむね生後 7 か月から就学前までの乳幼児

④ 利用者負担金

区 分	金 額
3 歳未満児	5 時間未満 700 円
	5 時間以上 1,400 円
3 歳以上児	5 時間未満 500 円
	5 時間以上 1,000 円

⑤ 利用状況

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
延べ利用者数	898	920

歳出科目（P194～P195）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童遊園管理運営費	5,210	5,670	△460

主な財源		主な経費	
諸収入	9	報酬	42
一般財源	5,201	報償費	1,048
		需用費	992
		役員費	449
		委託料	2,206
		使用料及び賃借料	463

### 【目的】

児童に屋外の遊びの場を提供し、地域における子育てを支援する。

### 【実施内容】

(1) 設置数 74 か所

<内訳>

区分	高田区	金谷区	春日区	安塚区	大島区	牧区
設置数	1	1	2	1	1	2
区分	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	名立区
設置数	14	6	31	9	3	3

(2) 事業内容

① 専門業者等による遊具の点検

遊具：59 基（全 174 基のうち）

※専門業者による精密点検を実施（3年サイクルで全遊具を点検）

※市職員による全遊具の定期点検を年3回（4月、7月、9月）実施

② 修繕 施設設備：4か所（トイレ3か所、フェンス）

③ 撤去 遊具：3基

歳出科目（P194～P195）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもの家事業	27,574	25,169	2,405

主な財源		主な経費	
一般財源	27,574	需用費	52
		役務費	237
		委託料	27,256
		補償、補填及び賠償金	29

○こどもの家事業 26,800

【目的】

旧こどもの家において、地域と行政が一定の役割分担の下で、子どもたちに安全・安心に遊ぶことのできる場を提供する。

【実施内容】

- (1) 実施場所 旧こどもの家（33か所）、公民館（1か所）
- (2) 利用対象 おおむね3歳以上15歳以下の児童
- (3) 使用料 無料
- (4) 管理体制 町内会等の推薦による管理員を各施設に1人配置
- (5) 実施時間 月曜日から金曜日：午後3時から午後5時まで  
土曜日、長期休暇：午後1時から午後5時まで
- (6) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(7) 利用状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
延べ利用者数	57,409	54,538

○地域独自の予算事業 774

[新]・子どものい～場所開設事業（中郷区）

全世帯アンケートや保護者座談会で得た、子どもの居場所に関する声に応える第一歩として、子ども同士が気軽に集まり自由な活動ができる場所を提供する。

実施主体：市（提案団体：中郷区地域協議会）

歳出科目（P194～P197）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
三世代交流プラザ管理運営費	10,652	25,380	△14,728

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	114	需用費	2,100
諸収入	7	役務費	157
一般財源	10,531	委託料	4,532
		使用料及び賃借料	88
		工事請負費	2,907
		負担金補助及び交付金	868

○三世代交流プラザ管理運営費 9,784

【目的】

世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを促進する。

【実施内容】

- (1) 設置場所 上越市南本町三丁目2番26号  
(ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室)
- (2) 利用時間 午前9時30分から午後6時まで
- (3) 休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）、祝日の翌日、  
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 管理体制 業務委託
- (5) 維持管理 エレベーター、消防用設備等の点検等

(6) 利用状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
延べ利用者数	17,313	17,486

- (7) 施設整備 空調機器の更新  
老朽化に伴い1階空調機器を更新する。  
畳表替え  
老朽化に伴いふれあい広場の畳を表替える。

○地域独自の予算事業 868

- ・三世代雁木フェスティバルとふれあい事業（高田区）

世代間交流を推進するとともに、南三世代交流プラザの利用促進及び地域住民の健康福祉の増進を図るため、雁木フェスティバル、三世代交流のつどい、三世代ふれあい広場を開催する。

実施主体：南三世代交流プラザ運営協議会

歳出科目（P196～P197）	3款2項5目	若竹寮運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
若竹寮管理運営費	237,045	233,069	3,976

主な財源		主な経費	
県支出金	201,595	需用費	1,311
分担金及び負担金	8,639	備品購入費	3,720
一般財源	26,811	役務費	89
		委託料	231,875
		公課費	50

### 【目的】

何らかの事情により社会的養護が必要な児童を養護し、入所児童一人一人の生活状況に対応した養育を行うとともに、自立のための援助を行う。

### 【実施内容】

#### (1) 指定管理者

社会福祉法人みんなでいきる

（指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

#### (2) 業務内容

- ・入所児童の養育、自立のための援助
- ・若竹寮の運営及び施設設備の維持管理
- ・養育職員の体制強化

#### (3) 入所児童の状況（各年度3月1日時点の見込み）

区分	令和5年度	令和6年度
未就学児童	8	5
小学生	15	21
中学生	7	11
高校生	9	8
合計	39	45

#### (4) 施設整備

- ・給湯器入替修繕  
老朽化に伴い児童の居住棟の給湯器を2台更新する。
- ・児童送迎用車両の更新  
児童送迎用の普通乗用車を購入する。

提出課	幼児保育課こども発達支援センター
-----	------------------

歳出科目 (P196～P197)	3款2項6目	こども発達支援センター運営費
------------------	--------	----------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こども発達支援センター事業	19,944	23,728	△3,784

主な財源		主な経費	
諸収入	9,368	報酬	1,326
一般財源	10,576	共済費	2,732
		給料	9,984
		需用費	937
		職員手当等	3,191
		使用料及び賃借料	587

発達に遅れ等のある子どもへの療育及び子どもの成長や発達に応じた保護者への支援を通して、子どもの健やかな育ちを育む。

○児童発達支援事業 19,752

【目的】

子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの療育などの支援を行い、子どものすこやかな育ちを育む。

【6年度目標】

- ・分室機能のセンター（寺町）への集約に向けた取組を進める。
- ・関係機関との連携強化により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を進める。

【実施内容】

(1) 国の制度に基づく障害児福祉サービスとしての事業

- ・障害のある子どもを対象に、障害児相談支援や児童発達支援（療育支援）、保育所等訪問支援を行う。

区分		令和5年度 (見込み)	令和6年度
障害児相談支援	利用者実人数	10	30
	延べ件数	20	105
児童発達支援	利用者実人数	40	40
	延べ件数	470	470
保育所等訪問支援	利用者実人数	12	15
	延べ件数	160	200

(2) 市独自事業

- ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者への相談支援を行うとともに、発達に遅れ等のある子どもへの療育支援を実施する。
- ・保育士と臨床心理士がチームとなって、保育園等を訪問する巡回相談を実施する。
- ・支援が必要な子どもを療育支援等につなげるため、休日相談会を実施する。
- ・分室機能については、令和7年4月からのセンターへの集約に向け、移行を進める。
- ・民間事業所等との連携強化により、療育の民間移行等の取組を段階的に進める。

区 分		令和5年度 (見込み)	令和6年度
相談支援	利用者実人数	540	540
	延べ件数	1,570	1,570
療育支援	親子療育	利用者実人数	20
		延べ件数	500
	個別療育	利用者実人数	310
		延べ件数	4,500
保育園等巡回相談	実施件数	145	
休日相談会	実施回数	1	
	参加親子	10組 (24人)	10組 (20人)

○一時保育支援事業 192

【目的】

こども発達支援センターを利用する子どもの一時保育を通して、保護者の子育てに係る負担の緩和を図る。

【6年度目標】

子どもの特性に応じた配慮を行い、一時保育中の事故やけがを防止する。

【実施内容】

- (1) 内 容 保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に、子どもの一時保育を実施する。
- (2) 対 象 者 センターを利用している未就園児
- (3) 実施場所 こども発達支援センター保育ルーム
- (4) 実施日時 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 利用料金 4時間未満 500円、4時間以上 900円

(6) 利用状況

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
利用者実人数	1	5
延べ件数	5	26

※令和6年度のうち、一部の経費は3款1項1目の社会福祉総務管理費へ移行

※令和6年度のうち、一部の経費は3款2項1目の子どもの育ち支援事業へ移行

提出課	こども政策課
-----	--------

歳出科目 (P204～P205)	4款1項2目	母子衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
妊産婦・子ども医療費助成事業	716,199	718,821	△2,622

主な財源		主な経費	
県支出金	161,262	報酬	3,059
寄附金	100	職員手当等	865
繰入金	28,231	共済費	715
一般財源	526,606	役務費	330
		委託料	20,580
		扶助費	690,475

### 【目的】

妊産婦と子どもの医療費を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進する。

### 【実施内容】

#### (1) 妊産婦医療費助成

妊産婦の医療費について、医療機関等で支払う自己負担額の全額を助成する。

<助成件数及び助成額>

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成件数	11,101	10,093
助成額	56,267	51,814

#### (2) 子ども医療費助成

高校卒業相当の年齢までの子どもの医療費について、自己負担額の一部を助成する。

※本人実質負担額：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回 (同一医療機関で1か月5回目以降は無料)

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当の年齢まで無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成件数	361,823	328,939
助成額	757,658	638,661

歳出科目（P204～P205）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
未熟児養育医療給付事業	5,633	6,066	△433

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,134	委託料	3
県支出金	1,067	扶助費	5,630
一般財源	2,432		

### 【目的】

生まれたときの体重が一定以下等により、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 制度概要

生まれたときの体重が2,000グラム以下又は2,000グラムを超えていても医師の診断により一定の症状を有している乳児に対し、医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成する。

#### (2) 給付期間

出生日から最長で満1歳の誕生日前日まで

#### (3) 給付件数及び給付額等

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
給付件数	64	59
給付人数	30	28
給付額	5,226	5,630

歳出科目（P204～P205）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
出産・子育て応援事業	108,531	108,227	304

主な財源		主な経費			
国庫支出金	70,000	報酬	1,489	委託料	426
県支出金	17,500	職員手当等	421	負担金補助及び交付金	
一般財源	21,031	役務費	583		105,000

### 【目的】

妊娠から出産・子育てまで切れ目のない伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる社会づくりを推進する。

### 【実施内容】

妊婦や子育て世帯に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談支援と出産・子育て応援ギフトの支給を連動して実施する。

<概要等>

項目	伴走型相談支援	出産・子育て応援ギフト
概要及び実施時期	①面談による相談支援 ・妊娠届出時 ・妊娠8か月時（希望者等） ・出産後 ②随時の情報発信、相談対応	経済的支援 ・妊娠届出時、5万円 ・出生届出後、新生児1人につき5万円
事業名	母子保健事業	出産・子育て応援事業

※伴走型相談支援は、母子保健事業（令和6年第2回（3月）上越市議会定例会健康福祉部厚生常任委員会資料P135～P136）の（伴走型相談支援対応）を参照

<出産・子育て応援ギフト支給人数及び支給額>

区分	令和5年度 （見込み）	令和6年度
支給人数	2,029	2,100
出産応援ギフト	1,028	1,060
子育て応援ギフト	1,001	1,040
支給額	101,450	105,000